

1 時間外労働の上限規制の適用に向けた取組と支援

自動車運転の業務については、時間外労働の上限規制の適用が令和6年（2024年）3月31日まで猶予されているが、適用猶予期間中のトラック運送業における自主的な取組が重要である。

このため、厚生労働省は、業界団体の協力の下、トラック運送事業者に対する改正労基法等の内容を含む労働時間に関する法制度等の周知・理解促進のための労働時間等説明会の開催及びトラック運送業における自主的な取組の促進に向けた支援を行う。

2 労働時間等説明会の開催と貨物運送業の自主的な取組の促進

<取引環境・労働時間改善地方協議会との連携>

取引環境・労働時間改善地方協議会と連携して、労働時間等説明会の内容の検討やトラック運送業における自主的な取組を促進するため必要な意見交換を行う。

<労働時間等説明会の実施主体>

労働基準監督署（県内9署）

<労働時間等説明会の対象>

福島県トラック協会の会員事業者 等

<労働時間等説明会の内容・説明者>

- 改正労働基準法（時間外労働の上限規制、年5日の年次有給休暇の取得等）、働き方改革推進支援助成金等（労働基準監督署）
- 『ホワイト物流』推進運動、助成事業等（福島運輸支局）
運輸局等が説明時間を設けることができない場合には、監督署において、リーフレット等資料を配付し、制度等を紹介。
- 業界としての対策等（福島県トラック協会）

<団体と関係行政機関との連携>

- 福島県トラック協会から連携・調整役（ ）を選任
（ ）連携・調整役は、トラック運送事業者等に対し労働時間等説明会の開催を周知するなど労働局等との窓口となるほか、これらの事業者から相談があった場合には労働局を紹介するなどトラック運送業における自主的な取組の促進に努める。
- 関係行政機関は、連携・調整役への情報提供等必要な支援を行うほか、連携・調整役の相談に応じる。

<集中的な取組の実施>

- 令和6年3月までに、すべてのトラック運送事業者に対し労働時間等説明会への参加の機会を与えながら、事業者の準備期間等を考慮し、できる限り令和3年度までに集中的に説明会を開催する。



トラック運送事業者等の働き方改革の推進に向けた支援について



令和2年度までの労働時間等説明会開催実績

R1.11.15	県北（福島署）	100社(100名)	R1.11.26	県南（白河署）	110社(110名)
R1.11.21	いわき（いわき署）	129社(130名)	R1.12.2	県中（郡山署）	216社(217名)
R1.11.22	相双（相馬署）	45社(47名)	R2. 2.18	県内全域（郡山署）	39社(48名)
R1.11.25	会津（会津署）	66社(68名)			計 705社(720名)
R2.10.16	県内全域（郡山署）	146社(163名)			

その他、R2.11.6の労働災害防止対策セミナーにおいて84社(88名)に対し資料配付実施。

令和3年度における取組事項

- 福島運輸支局と労働基準監督署の合同により、福島県トラック協会の非会員事業者を対象に、以下の日程等により労働時間等説明会を開催。
- 改正労働基準法（労働基準監督署）、自動車運送事業の最近の動き（福島運輸支局）等について説明。

<令和3年度労働時間等説明会（予定）>

11月10日	会津会場（アピオスペース）	定員 50名
11月15日	いわき会場（いわき新舞子ハイツ）	定員 50名
12月 7日	郡山会場（ビッグパレットふくしま）	定員100名
12月10日	福島会場（福島市市民会館）	定員 50名



その他の実施事項

- 福島県トラック協会と連携して、以下の事項を実施し、トラック運送事業者等の働き方改革の推進に向けた取組を支援。

- 新型コロナウイルス感染症の影響により開催中止となった令和3年度事故防止講習会（福島県トラック協会主催）の代替措置として、労働基準監督署による改正労働基準法、自動車運転者の労働時間等の改善のための基準、交通労働災害等について説明した動画を作成し、福島県トラック協会のホームページに掲載・配信。

<https://www.youtube.com/watch?v=MKYsDv7b1MI>

- 福島県トラック協会のホームページ上に、福島労働局ホームページの働き方改革の取組、各種支援策等を紹介するページにリンクさせたバナー「働き方改革」を設置・トラック運送事業者に案内。



トラック協会HPのバナー